

幕藩体制下の日田(一)

高倉芳男

- 一 日田の地域性と天領
- 二 日田と天正検地
- 三 文禄検地と支配者たち
- 四 元和検地と村々
- 五 天領日田の推移と文化

一 日田の地域性と天領

幕藩体制といえば、いわゆる江戸時代をさしてゐるようであるが、豊後国の幕藩体制は、文禄二年（一五九三）に大友義統が秀吉から、鎌倉初期以来の所領（豊後）を没収されて、秀吉直轄の蔵入地や小藩に分轄された時から、明治五年（一八七二）大分県庁を置き、八大区の制を定めるまでと見るべきであつて、その間の二百八十年が、該当する時代とみるべきである。

この幕藩体制下にも、岡藩の如く同一の藩主によつて支配された地方や、あまり支配者の変動のなかつた森・佐伯・臼杵・日出等の諸藩もある。日田においては普通、天領と呼ばれているが、後で述べるように、その中に大名統治（私領）時代もあり、日田に布政所があつた時代と他の布政所から日田を支配した時代もあり、その支配も頗る複雑な様相を呈している。

天領日田の名にふさわしいのは、享保九年（一七二四）の増田太兵衛代官の頃からとみるべきであろう。しかしどと角、日田の地は殆んどの時代が天領であり、特に十八世紀半からは、西国筋郡代の所在地として、幕府直轄領の民政のみでなく、九州支配の一中心として重きをなし、さらに日田金等の語で伝えられるように、経済的にも発展していくが、日田が秀吉や家康やその後継者たちから特に直轄地に編入されて来たのは何故であろうか。これには種々の歴史的、地理的要因があるであろうが、その一因として、日田郡は文禄の大友氏滅亡以前から、豊後の他の地域とは多少異った様相を呈していたからである。今その概要を述べることにする。

豊後国風土記は「八郡、四十郷、九駅、五烽、二寺」をあげて、豊後国の国名の由来を述べた後に、各郡の記事になつてゐる。それは第一に日田郡をおいて、玖珠、直入、大野、海部、大分、速見、国東各郡の順序である。律令体制が施行されていた頃、九州を管理する大宰府から豊後の国府に至るには日田が第一に通過する要地であったからと推測される。また当時の駅制からみても大宰府から豊後国に入る順路は、先づ日田郡の石井駅であり次が荒田駅（玖珠）から由布駅へと国府に通じている。この交通路は、大体において、現在の久大線や筑後川に沿っているが、日田は古代から豊後の諸郡の中では特殊な立場にあつた点は相像される。これが政治的に顯れてきたのは、大友氏の末期である。郡司職、地頭職として日田地方に威を振つた大藏氏も、次第に大友氏の配下に屈し、文安元年（一四四四）内訌によつて本家が断絶した後は、大友氏の一族が郡司職の名をついて支配すること五代百十余年、さらに天文十五年（一五四六）からは、

于時、天文十五年丙午、從國守自今以後可為直郡之旨依下知、在郡之諸士同姓他姓一同令直參畢、

と、豊西記にあるように、大友氏の直接支配（大友氏の直領）となつたわけである。日田郡が文禄以来天領（又は天領的）の立場に置かれた事情は、それより五十年前の天文年間に存在したか、又は天文年間からその素地が育成されてきたためであろう。尤も大友氏の直属地とはいっても、府内から奉行が赴任して来るのではなく、大藏氏の一族等日田の豪族たちが支配していたのである。これは六郡老

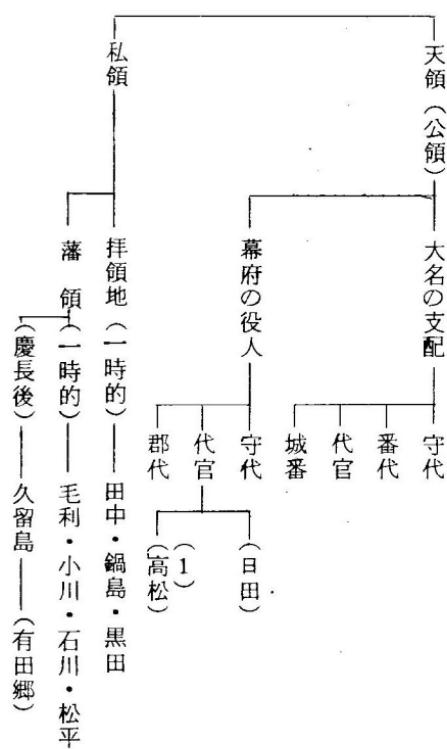
坂本伯耆守鑑次、財津長門守鑑永、羽野遠江守鑑房、石松肥前守廉正、堤越前守鑑智、高瀬山城守鑑俊と二日代

佐藤出雲守永信、世戸口大和守永益

の八人が数えられており、総称して八奉行と云つてゐる。

二 日田と天正検地

同じ幕藩体制下でも日田は、支配者の交替が頻繁で、従つてその名称等理解しにくい点もあるので、今後の筆をすすめる便宜上から次に表示してみる。



右の様に大名領であつたり、大名の預り地であつたり、幕府派遣の郡代・代官が支配したり頗る複雑である。前に述べた
ように享保九年の増田代官の頃から日田の永山布政所が九州天領の中心地として郡代・代官の支配の下に定着してくるが、
文禄二年から享保八年までの百三十年間は、二十八人の代官等が支配していたわけで、一人の在任期間は平均四～五年であ
る。その上正徳四年から享保八年の十年間は、代官も高松布政所に在陣していく程で、日田の永山布政所は、後の西国筋郡
代の時代ほど重要な立場にはなかつたのではあるまいか。史料等も乏しいので断言出来ぬが。

(2) 文禄二年豊後を収公した秀吉は、検地を行つた。日田郡の検地奉行は、因幡鳥取城主宮部善祥坊であつたが、善祥坊は國
東郡の高田に陣して、日田には宮部伝右衛門を派遣して、これにあたらせた。検地ではその以前、天正十七年十月に指出検
地が行われているが、その大様をのべると、畠地一反を田地一反に準じて反別を定める三反引の方法をとつており、豊西記
によれば次のようになる。

坂本備中入道	田 地	百三十九町五反八畝九步
畠地屋敷	百十一町九反八畝十七歩	
田 畠 合	百七十六町九反	
畠地三反引而如斯、		
所領主	田 畑 合 高	その他の同姓の人数
武内五郎兵衛尉	十七町五反	0
津江新左衛門尉	三十二町三反	3

で所領が最も多く、他に坂本一族は二十一人の大小の領主とその所領があげられている。以下各氏最大の所有者とその田畠
合町歩（畠歩省略）と、同姓の領主者数を挙げると

所領主

武内五郎兵衛尉

津江新左衛門尉

三十二町三反

十七町五反

田 畑 合 高

0

新原兵部少輔	十六町七反
平川玄内允	十三町八反
堀 宮内允	十三町八反
今井左馬助	廿二町一反
高瀬勘之丞	七町五反
師富孫右衛門尉	三十八町七反
赤尾兵庫助	廿三町七反
平島刑部丞	十九町
岡部摠津入道	十一町七反
鬼武造酒尤	十二町六反
山部長右衛門尉	廿一町八反
小野民部丞	九町四反
羽田弥三右衛門尉	四町五反
鍛治屋右近丞	四町一反
宝珠山織部丞	四町一反
上野六右衛門尉	六町六反
帆足李助	六町五反
中島永蔵	二町
三保刑部丞	一町八反
	0 0 0 1 3 3 0 2 3 2 0 0 1 0 2 0 1 7

滝下紀伊介

二町五反

栗秋甚五郎

二反

夜開郷司

九反

日理郷司

九反

長島土佐守

九反

二串又左衛門尉

四反

矢野小次郎

八反

池辺織部丞

二反

麦生兵部丞

五反

加来右近丞

一町

河辺九郎左衛門尉

六反

養父勘四郎

九反

荒川忠三郎

四十六町三反

羽野新助
堤三右衛門尉

二十五町

石松忠十郎

六十二町

北里弥七郎

二町六反

佐藤山城守

三十九町六反

財津大学允

百二町九反

12 3 0 7 7 4 0 0 0 0 1 0 0 0 1 0 0 0 0 0 1

町屋敷五ヶ所半

四反

八反

二反

五反

一町

町屋敷五ヶ所半

六反

九反

四十六町三反

二十五町

六十二町

二町六反

三十九町六反

百二町九反

12 3 0 7 7 4 0 0 0 0 1 0 0 0 1 0 0 0 0 0 1

奈良原孫十郎
刃連紀右衛門尉

寺社

永興寺

永福田寺

大原大宮司

正受院

延命院

三会庵

宗永寺

明嚴寺

淨土寺

神照寺

淨妙寺
(3)石井宮司

真如坊

実相坊

一乘坊

実成坊

欠 欠

三十二町三反

九町六反

九町

一町九反

三町五反

五町二反

四町六反

十町六反

二町一反

六町八反

七反

四町七反

八反

六反

五反

五反

空善坊

理趣坊

六反

三反

大原承仕

大原總祢宜

六反

二祢宜
九反

三祢宜

九反

豊府称名寺

三町一反

総都合

千四百九十八町八反二畝十四歩

となつてゐる。

この天正の検地では、天文十五年に大友氏配下の八奉行として日田の諸士を支配してきた坂本・財津・羽野・石松・堤・

高瀬・佐藤・瀬戸口の各氏のうち、瀬戸口氏を除いた七氏は一族も所領も多く、その勢力を物語つてゐる。また多くの社寺関係の所領も存在している。

文禄三年の宮部善祥坊の検地の結果についてはよくわからないが、豊西記にも

……当郡の田畠町反畝歩を改め、土位を定め、高帳、目録、貢納の定法を究め……

(5)

とあるように、厳重な検地を行ひ、一地一作人主義を励行したようである。そのため天正の指出検地（二三万六〇〇〇石）より豊後国全体で十四万石余の計り出しがなされた。そのうち、日田郡の総石高は三万石ぐらいと思われる。

文禄検地の一地一作人主義で、百七十六町九反の坂本備中入道、百二町九反の財津大学允等の大所領を所有したものは、検地帳ではどうなつたのか、一六三人の持主の他は一切不明である。

日田の諸士の中では、「此時日田の郡老並に目代其外の諸士一時に散辞せしめられたり」⁽⁶⁾とあるように、①他の大名に仕官したり、②浪人となつたものもあるが、③帰農して地方役人となつたものも相当あつたと思われる。幕末の庄屋にも石松

・坂本・羽野・財津・高瀬・長谷部・佐藤・武内・養父・中島・帆足の諸姓の庄屋があり、それらは多く中世からの家柄であると云われている。

寺社関係でも、大閣檢地の打撃は大きく、多くの寺社が衰微していった。三十二町三反の寺領をもつ大藏氏所縁永興寺も、九町六反の永福田寺もその例にもれず、僅に前者は「寺壱軒、本寺中城村大超寺、淨土宗永興寺、是ハ寺地之儀、前々高外之御除地ニ而、御座候得共、御証文ハ無御座候」と末寺として命脈を保ち、淨妙寺は早くより廢寺となつたとみて、国学者森春樹も、「⁽⁹⁾いつの頃廢したりやしられず、古き怪談本に豊後日田の淨明寺と云事ありしかとも、其事の名も其事も忘失せり……」と亀山鈔に述べておらず、江戸時代には処刑場として由来する地名が伝えられているだけである。真如坊以下の大原六坊も、江戸時代にその名を聞く事もなく、廃絶したものと考えられる。その他もこれに類するものが多い。また豊府称名寺の三町一反は府内の称名寺の所領であり、この所領も伝つていらない。

三 文祿檢地と支配者たち

宮木長次郎（文祿三一慶長元）

宮部善祥坊檢地の後をうけて、日田郡に守代（代官）として入部した宮木は、⁽¹¹⁾日の隈山に築城して隈の城と称した。なお城下町として、現在の田島町附近にあつた町家を移したという。田島の地に古町、桜町等の地名が残つているのはそのためであると伝えられている。

毛利高政（慶長二一六）

日田・玖珠二万石（内日田にて一万石）の領主となり、他の日田玖珠の蔵入地の代官となつた高政は、大いに居城（隈城）を修理、整備した。五層の天守、三階の櫓を建てたのもこの時である。亀山鈔は「小城にても其構は凡備りたりと思はる」と現在の亀山公園から、広円寺・淨滿寺一帯の地形や遺蹟等から解説している。慶長二年の朝鮮再出兵に高政は第四軍の将

として出陣したが、八月十五日の南原城の戦に武功をたてている。『討取くび注文』にも、財津三郎右衛門、坂本太郎左衛門、羽野作内、石松五介、坂本助右衛門等、日田から従軍したと思われる将土の名がみられる。大友の旧臣で高政に仕官する者も多かつたためであろう。

慶長五年閔ヶ原の戦に、初め高政は西軍に属していたため、留守居の日の隈山の居城は東軍方の黒田孝高の攻撃をうけることになった。隈の城の城番毛利隼人佐は¹⁴隈の城に外堀を掘り、外部の河原に築地を築き、要害を堅め、手勢並に当郡の筋目の諸士を集めて¹⁵たて籠り、大原の旗江に布陣した黒田の家臣栗山備後守の攻撃にそなえた。併しこの時は、高政は東軍に降つていたので、結局黒田方に城を明け渡して去り、日田は一時は黒田方の栗山備後が隈城に在城して支配した。

毛利・小川（慶長六一元和二）

慶長六年、閔ヶ原役の論功行賞として、日田郡は①有田筋約四〇〇〇石は森藩（久留島氏）の所領となり、②新に小川光氏が二万石（日田郡一万石、玖珠郡一万石）の領主として月隈山に居城し、③高政は佐伯二万石に転封されたが、日隈城で守代として久留島、小川両藩領以外の地を支配した。

光氏は月隈の築城がおわるまで、丸山の仮城にいたので、月隈の城を丸山城ともいう。この時に、十二町村の水町の民家を移して城下町としたのが、丸山町である。光氏逝去して嗣子なく、その所領は天領となり、その家臣の小川喜助と小川又左衛門尉が、代官（守代）として支配した。結局有田郷の他は日田は全部大領となつたのであるが、その中で慶長十一年、小川氏支配地の内、石井・佐古・寺内・川下・入江・亘理の諸村千石が福岡領主黒田甲斐守室の拝領地になり、同十三年、高政支配の内、上野・苗代部・赤岩・桜竹の村々千石が佐賀城主鍋島信濃守室の拝領地に、同年高政支配地のうち、堂尾・柚木・南北内河野・山手の村々が柳川城主田中隼人室の拝領地となつた。

また、慶長十九年大坂の陣際は、両小川氏は出陣し、日田の糧米が日ならずして大坂の御陣に着いたため、家康の御感を蒙つたといふ。この時に留守の丸山城では「家中の老士は、要害を堅め、四方の堀の外に出堀を構へ……弓矢鉄砲其の外

兵具を調べ用心甚しく、当郡内支配地二十一ヶ村の庄屋、同く筋目の者（・点は筆者）は甲冑兵具を揃え、城の四方を警固せしめ……」と防戦の用意を整えていた。

四 元和検地と村々

元和二年八月、譜代大名石川氏は六万石の領主（毛利、兩小川の支配地、玖珠・速見・伊豫國の内等）として入部した。ここに日田郡の大部分は石川氏のもとに支配されることになった。忠総は同年から検地を行い（後出）、小川氏以来の丸山城に居城し、改めて永山の城と称し、又城下の丸山の町を豆田の地に移して、永山町とした（後の豆田町）。

寛永二年、日田盆地の東辺田島の台地を相して、大原八幡宮の奉遷を行い、新大原と号した。（大藏氏、²⁰大友氏の尊崇篤く、かつて大友能直は豊西の總社と定めた求来里村の宮は、元宮、元大原として祭られる。）遷宮の次第は、²¹豊西説話（乾）にしるされている。この大原八幡宮の御遷座の理由であるが、森春樹は、

一説に大原社遷座の事も、石川侯の素意は、此山に新城を築くべきの旨なりしを、公儀の御疑を蒙りて、八幡宮御遷座となりたりといへり。

と言つてゐるが、月隈山よりも新大原の方が土地も広く、この説も一考に値する。また寛永九年、東本願寺に内縁のある家老が郡内の西本願寺派のお寺を、東本願寺派に強制的に転派させようという宗教弾圧をしたために、騒擾がおこり、西本願寺派の者が「……京都にいたり、終に江戸に出て、寺一ヶ所を願ひ」とった。これが照蓮寺であるという。同年肥後熊本の城主、加藤忠広が改易のため、三千六百人を率いて発向し、翌年帰国したが、同年下総の佐倉に転封となる。

検地²²鉢細帳によれば、鎌手、小五馬、中西、馬原、城内、北高瀬、寺内、石井、佐古、小畠の諸村には、大てい、

文禄巳年宮部法印様御検地此水帳無御座其后元和四年年 石川主殿殿御検地……

の書き出しで、文禄の検地帳がなく、石川氏の元和の検地を原簿としている旨が書いてある。中城、田島両村は、

元和四年石川主殿様御竿改水帳無御座候、各寄帳……であり、栗林村は、

元和五年石川主殿頭様御竿改水帳壱冊用申候、

となつてゐるよう幾分表現はちがうが、石川氏の元和の検地が基本となつてゐる。従つてそれ以前（慶長年間）の日田の村については、殆んど知る事が出来ないのが現状である。

次に乏しい史料で農村の構造と村の区画で述べてみる。

農村の構造—九州文化史研究紀要によれば九州天領（代官支配地）において、当初から関東下りの地方官僚代官によつて支配されたことは、大友氏の改易により、「旧臣老徒悉離散」する状態のなかで……旧臣土豪層が多数割拠起伏していただけに、代官の地方支配を著しく困難にしたものと思われる。代官はこれら旧臣土豪層の一部を庄屋に取立ることによつて、権力機構の末端に位置づけると同時に、例えば日田郡中島村の（石松）七郎左衛門にその例をみると、「庄屋手作分并諸裁判」の権限とともに、当該中島村の山野河を与へ、「給人中其外誰にても、庄屋手作之内へ入作無用」として、庄屋の地位を強化し広汎な権限を与えて農村支配を担当せしめた。当地方に広汎に存在する家抱は、これら庄屋に取立てられた旧臣土豪層の家来に系譜を有するものである。

この所説に蛇足を加える必要もないが、前掲のうちで「権力機構の末端に位置づけ……広汎な権限を与えた」庄屋こそ、天正検地（指出）で所領反別と氏名の挙げられた人達であり、文禄検地後に庄屋として取立てられ幕末まで続いた石松、坂本、羽野、財津、高瀬、長谷部、佐藤、武内、養父、等の家々であろう。また閑ヶ原の役に、日の隈城を守つた毛利隼人佐が、「要害を固め、手勢並に当郡の筋目の諸士を集めて」や、大坂の陣に両小川氏の家中の士が、「当郡内支配地二十一ヶ村の庄屋、同く筋目の者は、甲冑兵具を揃へ、城の四方を警固せしめ」の筋目の者や庄屋が、「権力機構の末端」に位置づけられ、「広汎な権限を与え」られた様相を物語つてゐる。

次に「庄況に存在する家抱」であるが、慶長年間のものは史料がないが、²⁵宝暦十三年の「上野村百姓持山之内ニ而竹木松枝

盜伐致候者過料錢極書之事に庄屋一名、組頭四名について、惣百姓以下五十八名のうちに庄屋友右衛門家抱十三名、とじや卯右衛門家抱一名が記載してある。また安永五年の

「上野村格式極証文之事」では、庄屋勘右衛門、組頭五名、百姓六十四名のうちに、勘右衛門家抱十三名がある。

要するに慶長年間の日田の農村構造は、権力機構（代官）に極めて近い立場の庄屋と、家抱を多数包含した農民から成立していくと思われる。

村の区画——日田の郷村については、⁽²⁷⁾ 豊西記の平安時代初期の伝説に五郷（刃連、石井、夜開、有田、日理）三莊（五馬、大山、大肥）の説があり、⁽²⁸⁾ 豊後国志も、これを踏襲しているが、森春樹も「古制にはあらず、近年おしはかりて定むるものなり」といつているように、江戸時代の中期の村名を、五郷三莊に分類したものにすぎない。併し五郷三莊が、たとえ行政機構としては存在しなくとも、天正検地の頃に名称として残存したと思われることは、前出の文禄検地の地主の内に、「夜開郷司 九反」「日理郷司 九反」や「刃連紀右衛門」等が存在することで想像される。また大肥莊はしばしば散見するところであり、五馬莊、大山莊もその名がみられる。

後世天領日田の支配が一応形成された時代の七九村二町の、村落と石高（境域）は、どうして出来てきたのであろうか。豊西説話は正徳四年（一七一四）の各村々の毛附高をあげているが、大分県郷土史料集成の豊後国八郡見稻簿と永山布政史料は、元禄十四年（一七〇一）の村々石高で、少し年代もさかのぼっている。大分県地方史料叢書⁽²⁹⁾の豊後国郷帳は、更に五十五年以前のもので管見の及ぶところ最も古いものである。佐伯市史には文禄慶長期の断片があるので、市史と郷帳とを比較検討する。（）内は郷帳

豊後国日田郡内、（石未満は省略一筆者）

一百九十一石

大山庄（まちやま）またね村分

（まなかね？）

一百十一石

同庄 中山村分

（不明）

一百八十五石

同庄 おきり畠村分

(万々金村内)

一一石

同庄 下かたせこ村内

(高取村内)

都合五百石分……

とあり、また一通は

津江谷赤石、小河原村野田の内百石（赤石村及び野田村）

夜開郷（夜明）おく村百石（不明）

佐藤満洋氏発表の文書によれば次の通りである。

慶長六年九月

正保の郷帳

いて村 七七八石

上井手村
下井手村
二〇三石

五八二石

竹田村 一六四六石

竹田村
九〇三石

八九三石

くくり村 一三四六石

竹田村
八七二石

一七三石

堀田村 二〇三石

堀田村
(入江村)
一五四石?

八九三石

入津村 二九一石

求来里村
石井村
六〇一石

一七三石

石井村 七〇一石

石井村
高瀬村
一〇二六石

六〇一石

高瀬村 二一二七石

栗林村 高瀬村
三〇八石

一〇二六石

栗林村

馬原村	九三一石	馬原村	九三一石
ゆ山村	三七六石	湯山村	三七六石
由木村	七〇七石	柚木村	一八四石?
五馬庄	二七七二石	五馬庄統木村	一五五石
		高取村	八五石
		女子畠村	四六一石
		大鳥村	三七四石
		袖野木村	一八二石
		湯山村	三七六石
		本城村	三八二石
		五馬市村	二九三石
新庄村	一八八石		
芋作村	七二石		
出口村	三六八石		
塚田村	四二三石		

なお、正保の郷帳は郡内を五郷（日理、夜閑、刃連、石井、有田）と三庄（大井、五馬、大山）に分ち、津江は大山庄に属している。

正保の郷帳は、正徳及びその後の村々の石高と大差がないので、前出の比較によつて慶長時代を述べると、周辺部の大山庄・太井(肥)庄には、多くの小さな村があり、五馬庄は一庄として取り扱われている。比較的の中心部の村々は、その後に分

離したと思われるものが多い。「いて村」が下井手、上井手の二村になり、高瀬村は二、一二七石から一、〇二六石と半減しているが、これは分村が行われたからであろう。殊に竹田村は、二村に分れているが、豊西説話の田島村の項に「或人曰、近ク天和の頃竹田村名細帳ヲ記セシ物、又同シ時二日田郡郷荘村数ヲ記セシ書、竹田の莊官ノ家ニ有ルヲ見ルニ、竹田村ト一村也、其後両村ニ分ケシ物ト云……、往古ハ有リテ中世竹田一統セシニヤ」とあるように、慶長の竹田村は後の竹田、田島両村であつたらしい。また湯山村は後には五馬筋であるが、この時は五馬庄ではない。要するに文禄検地直後は日田の周辺部は比較的に小さな村が多く（後に統合し）、中央部は大きな村から成り立つており、後世に分村が行われ五馬の地方は五馬庄とよばれていたのである。

五 天領日田の推移と文化

石川氏の転封後はまた天領となり、兩大名の預りとなつた。

守代

代役

支配地

布政所

中津城主小笠原長次 竹内猪右衛門

小川氏の旧支配地

豆田町永山城

木付城主小笠原忠俊 久野久大夫

高政の旧支配地

隅町 隅城

この頃の出来こととしては寛永十一年に、大原宮に仮の石段を築いたと伝えられている。寛永十四～五年の島原の乱には、両守代ともに軍夫を出し、日田郡内の年貢米を肥前の御陣場に送つて糧米にあてた。この寛永の頃に、宮木長次郎以来の日隈城は廢城になつたと言われている。

小川藤左衛門正展

小川九左衛門政重

寛永十六年入部した両守代は、永山城にて支配した。承応三年、中津藩領鎌手村と出口村で争論があり、幕府の裁許を仰ぐ事となつたが、藩主小笠原長次は天領との紛争を厭つて、領地を幕府に奉還したので代官の支配地になつたと伝えられている。またこれも承応年間に鶴河内村合築部落のものが、今度は筑前領であると主張して、結局上座郡福井村に属する事になつた。

小川藤左衛門正辰

小川又左衛門行広

それぞれ前代官の嫡子で、明暦二年に入部し、永山城にて支配した。同年³³豊前龍王の荘が天領に加わり総高七万石になつた。同三年大原宮に石の鳥居を建立している。

熊本城主細川越中守綱利

寛文五年から一年間、守代(大名預り)となり、番代楨島半之丞が永山に来て支配した。日田の踏絵はこの時に始つたという(豊西記)³⁴。永山城の北側の肥後殿堀(昭和四十一年の大分国体のため埋立)もこの時に掘つたと云われる。細川氏の次はまた幕府の代官が支配にあたつたが、寛文六年天領七万石を両分して、布政所も永山と高松(大分郡)の二ヶ所とした。

永山布政所 山田清左衛門利信 延宝五年まで

高松布政所 竹内三郎兵衛信就 寛文八年まで

おのの支配して、近藤助右衛門正明(寛文十年まで)と交替し、其後は山田利信の支配となつた。元和偃武から五十年、世情も落ちついてきたとみえて、寛文十二年の赤石村老松天満社が二百九十六年ぶりに造営され、同年これも一時荒廃していた後醍醐天皇勅願の³⁵松陽山岳林寺に家綱将軍から寺領三十石の寄進があつた。また延宝四年には、これも数年間怠絶して

いた大原八幡宮の御神幸がはじまつた。

延宝五年から、永田七郎左衛門貞清が永山に、三田次郎右衛門守良が高松に在陣して支配すること五年、天和二年に松平大和守直矩が高松・日田両支配地の領主となつて、永山に居城した。直矩は結城秀康の四男（忠直一一伯一の弟）直基の子で、親藩姫路十五万石の城主であったが、本家の光長が越後騒動で改易になつた際に、日田七万石に左遷されたのである。石川忠総の転封以来五十年、少数の代官所の属吏の他は、武士のいなかつた日田も七万石の城下町となり、然も十五万石の大所帯の家士等が居住することになつたので、「大小の武士、町在の民賈第屋を仮宅とし……」て、小野筋、大肥筋の金山関係の四千石（公料）を除いた土地の引継も終り、翌々貞享元年（一六八四）の春から、永山城をはじめ家臣達の邸宅の造作をはじめ、一年半後の三年初秋に大半成就したが、七月に出羽山形十万石に転封となつた。松平氏の日田も満四年で天領となり、小川藤左衛門正辰（前代官又左衛門改め藤左衛門、再勤）が永山布政所に、小野長左衛門正好が、高松布政所に在陣して支配二年で、元禄元年（一六八八）三田次郎右衛門守良（高松在陣、日田兼支）と交替した。三田代官からは元禄五年小長谷勘門富章（正徳四年まで、永山在陣日田兼支）、南條金左衛門則明（享保二年まで、高松在陣日田兼支）と交替していった。左衛門由山（高松在陣日田兼支？）、ついで元禄十一年室七郎左衛門重富（正徳元年まで、日田在陣高松兼支）、室金左衛門富章（正徳四年まで、永山在陣日田兼支）、南條金左衛門則明（享保二年まで、高松在陣日田兼支）と交替していった。

松平直矩から南條金左衛門の三十五年間は、元禄正徳の文治政治の行われた頃で、貞享四年（一六八七）には大原宮の百余段の石段も築造され、元禄十二年（一六九九）日原染軒は大原八幡宮の略縁起を誌し、宝永元年（一七〇四）には文禄年間龜翁山より勧請以来の小祠であつた祇園社が規模壮大な社に建替えられ、正徳四年（一七一四）には隈町豆田町の山鉾も始り、八月の大原の放生会、六月の祇園の山鉾（山）と、天領、森領を問はず、日田郡の人々の最も感激する賑はいの祭礼も整つてきた。

文学でも、伊東仁斎の門に学ぶものもあり、³⁷ 手島与右衛門（貞享元没）は貝原存斎（益軒の兄）に学んで無双の文学とよばれ、同新左衛門（宝暦三没七一才）、同平右衛門（享保一八没）は、大原八幡宮に多くの蔵書を寄進して、大原文庫の創

始者となつた。この文庫は幕末まで日田の学問に大いに寄与したと云われている。

俳諧は最も盛んで、談林の三大俳人の一人中村西国（元禄八年没、四十九才）やその影響をうけたと思われる、正風の坂本朱拙、更にその系統をひく長野野紅、妻りん女等多くの俳人が輩出し、蕉門の支考・野坡・惟然等も日田の地を訪れるに至つた。西国はまた狩野派の絵画や工芸にも長じていて、大原社の神殿の後壁に雲龍の絵をかいたと伝えられている。後に「日田金」等の名で九州の金融界に君臨した広瀬、山田、森、草野、千原等の諸家も、それぞれ発展の途上にあつたが、その頃の日田の一面を相良家文書で考察してみる。

これは享和（一八〇一—三頃、相良吉三郎が永山布政所に提出したと思はれる文書の控（下書？）であるが、それに、当郡竹木旅出商売之始は、天和年中より、私五代之祖吉三郎と申者、竹斗り筏に組立、筑後川筋え乗下し、商売仕始め、其頃迄は雜木而已ニ而、杉木は蹠と無之、二代目（筆者註、四代之祖）九郎兵衛より、竹筏に雜木杉木等も、少々宛組交下シ、次第二手広く罷成、三代目吉三郎に至……三人之もの共を、日雇稼として差遣……稼之内杉木指穂之仕立方は不及申、都而材木根伐りんかけ山出し方之仕法、山方に取用候諸道具拵方、薦口等に至達、造り様見覚罷帰……宝曆年中に筏印之職、被仰付候後、商賣柄に隨い木屋と書……

とあり、これによれば天和年中は筑後川を竹筏で下し、子の九郎兵衛（正徳・享保頃か）の時に竹筏に雜木、杉木等も少々宛加える程度であり、植林して杉材を本格的に川下しするのは、宝曆頃以降である。また、日田の年貢輸送も、「津出ハ中津浦迄十二里半御座候」と陸路中津道が主であり、筑後川を利用した廻米は行われていなかつたから、文政以後の通船によつて、両筑、肥前との交渉がなされた時代の盛況はなかつたと思う。

(2) 豊西記による。同書は日田の伝説諸錄を集成したもので、天和二年の松平氏の出羽転封まで記されている。

(3) 以下の六坊は大原社の神宮寺であると云われているが所在等未詳。

(4) 以下の諸氏は文禄までに種々の紛争で盛衰があった。

(5) 山川出版、渡辺澄夫著大分県の歴史一四三頁

(6) 豊西記一大友義統浪漂及日田郡諸士散辞之事

(7) 後出

(8) 大分県地方史叢書(一)、豊後国村明細帳(内)九九頁、一二〇頁

(9) 亀山鈔(乾)二九才、豊後国志二〇三頁

(10) 以下の代官等は諸書に相違があり検討を要するが、本稿は主として豊西記に依った。

(11) 永山布政史料、豊後国志、豊西記、豊西説話による。

(12) 同書(坤)一オ

(13) 増村隆也著、佐伯郷土史後編七頁

(14) 豊西記、領主黒田如水の項

(15) 豊西説話坤三三ウ――三四

(16) 豊西記、公料小川喜助・小川又左衛門の項

(17) 豊西説話坤二九ウ

(18) 豊後国郷明細帳五、六

(19) 二六オ一二九ウ

(20) 豊西説話坤四〇ウ

(21) 豊後国郷明細帳五、六

(22) 寺内以下四部は筆者蔵

- (24) 第一七号、近世前期における九州天領の支配形態】五頁
- (25) 日田郷土史料12（諸家文書二）六一頁
- (26) 前書六七頁
- (27) 同書、五郷三庄之分
- (28) 同書一八九一九三頁
- (29) 一六六頁
- (30) 昭和五十年度大分県地方史総会、研究発表会
- (31) 同書坤四〇ウ
- (32) 永山布政史料上一七頁
- (33) 豊西記註
- (34) 豊西記
- (35) (36) 中島市三郎著、感宜園教育発達史
- (37) 日田郷土史料6（日田俳壇の変遷上）

(日田市田島町六九八一一
日田市文化財調査員)